

●香川県警察本部告示第11号

遺失物法実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月24日

香川県警察本部長 木下慎哉

遺失物法実施規程の一部を改正する規程

遺失物法実施規程（平成19年香川県警察本部告示第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特異な物件に係る遺失届を受理した場合の取扱い)</p> <p>第14条 警察署長は、遺失届を受けた場合において、その遺失に係る物件が爆発物、銃砲、刀剣類、火薬類その他の物件であって早期に発見しなければ地域住民に危険を及ぼし、又は犯罪に使用されるおそれがあると認めるときは、<u>香川県警察本部生活安全部通信指令課通信指令室</u>及び警察署通信室による手配、地域住民への広報その他の必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>(特異な物件に係る遺失届を受理した場合の取扱い)</p> <p>第14条 警察署長は、遺失届を受けた場合において、その遺失に係る物件が爆発物、銃砲、刀剣類、火薬類その他の物件であって早期に発見しなければ地域住民に危険を及ぼし、又は犯罪に使用されるおそれがあると認めるときは、<u>香川県警察本部生活安全部地域課通信指令室</u>及び警察署通信室による手配、地域住民への広報その他の必要な措置を講ずるものとする。</p>

別表（第2条、第7条、第13条関係）

機関の名称及び所在地	所管する警察署長	送付時期
略		
香川県警察本部生活安全部通信指令課自動車警ら隊及び香川県警察本部交通部交通機動隊 高松市西宝町1丁目9番10号	略	
香川県警察本部生活安全部通信指令課鉄道警察隊 高松市浜ノ町8番33号		
香川県警察本部生活安全部通信指令課鉄道警察隊高松駅派遣所 高松市浜ノ町1番20号		
略		
香川県警察本部交通部高速道路 交通警察隊善通寺分駐隊	香川県丸亀警察署長	略

別表（第2条、第7条、第13条関係）

機関の名称及び所在地	所管する警察署長	送付時期
略		
香川県警察本部生活安全部地域課自動車警ら隊及び香川県警察本部交通部交通機動隊 高松市西宝町1丁目9番10号	略	
香川県警察本部生活安全部地域課鉄道警察隊 高松市浜ノ町8番33号		
香川県警察本部生活安全部地域課鉄道警察隊高松駅派遣所 高松市浜ノ町1番20号		
略		
香川県警察本部交通部高速道路 交通警察隊善通寺分駐隊	香川県善通寺警察署長	略

善通寺市金蔵寺町480番地

略

備考 略

善通寺市金蔵寺町480番地

略

備考 略

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。